ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更に係る意見の募集について

平成19年9月26日(水)

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課

代 表: 03-3581-3351

課 長:木村 祐二 (内線 6871) 課長補佐:高橋 一彰 (内線 6880) 係 長:高橋 徳行 (内線 6895)

環境省では、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第6条に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を変更するに当たり、広く国民の皆様から御意見をお聞きするため、本日から10月16日(火)までの間、郵送及び電子メール等により意見を募集(パブリック・コメント)いたします。

1. 改正の趣旨

ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理については、日本環境安全事業株式会社(JESCO)による拠点的広域処理施設の整備を推進しているところですが、今般、事業の進展に伴い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物基本計画を変更することとしています。

2. 改正の概要

(1)北海道事業における処理の開始の予定時期の変更 処理事業を安全・確実にすすめるため、先行事業の知見等を反映した設備の改善が 必要となったことから、処理の開始予定時期を平成20年4月に変更する。

(2)北海道事業における汚染物等の処理に関する記述の追加

北海道事業における汚染物等の処理に関する施設整備をすすめるため、汚染物等を 処理対象として追加する。なお、汚染物等に係る施設能力については、処理対象量の 把握を踏まえ、今後設定することとする。

(3)北九州事業における施設能力に関する記述の修正及び追加

北九州事業の処理能力について、事業の進展に併せて修正し、高圧トランス等及び 廃ポリ塩化ビフェニル等について1.5トン/日(ポリ塩化ビフェニル分解量) 汚染物 等について10.4トン/日(汚染物等量)とする。

(4)その他

拠点的広域処理施設の整備について、従来高圧トランス等を当面の処理の対象物の

中心としていたところ、汚染物等の処理体制の進捗を踏まえ、高圧トランス等及び汚染物等を処理の対象物の中心とし、拠点的広域処理施設の整備を進めることを明記する。

3.募集要領

(1)募集期間

平成19年10月16日(火)まで(郵送の場合は左記期限必着)

(2)御意見の送付要領

住所、氏名、職業(会社名又は所属団体) 電話番号等の連絡先を必ず明記のうえ、次のいずれかの方法で送付して下さい。なお、下記以外の方法(電話等)による御意見は受け付けかねますのであらかじめ御了承下さい。

[1] 電子メール

宛先: hairi-sanpai@env.go.jp

添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理しかねますので、必ず本文にテキスト形式で記載して下さい。

件名を「PCB廃棄物処理基本計画の変更について」として下さい。

[2] 郵送

宛先:〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

封筒に赤字で「PCB廃棄物処理基本計画の変更について」と記載して下さい。

[3] ファックス

宛先:03-3593-8264

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 件名として「PCB廃棄物処理基本計画の変更について」と記載して下さい。

(3)御意見の取扱い

頂いた御意見は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き、全て公表される可能性がありますので、あらかじめ御了承下さい。また、頂いた御意見に対して 個別に回答はしかねますので、あわせて御了承下さい。

(4)その他

現行のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画につきましては、下記URLからダウンロードできます。

http://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html